

## 宮城県公報

行 宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

## 告 示

ページ

○県営土地改良事業の工事の完了	（農村振興課）	一
○県営土地改良事業の換地処分	（農村整備課）	一
○保安林の指定の解除の予定	（森林整備課）	一
○道路の供用開始	（道路課）	一
○人事行政の運営等の状況の公表	（人事課）	二
○開発行為に関する工事の完了	（建築宅地課）	二
選挙管理委員会		
○政治団体の届出		二
○政治団体の届出事項の異動届		二
○政治団体の解散届		二
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成三十一年分（令和元年分））		三
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（令和二年分）		三
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（令和三年分）		三

## 告 示

○宮城県告示第七百二十六号  
県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。  
令和三年九月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
大里	区画整理事業（農山漁村地域整備交付金） （農地整備事業）	令和三年六月二十三日

○宮城県告示第七百二十七号  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。  
令和三年九月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称  
吉田中部地区

二 処分の年月日

令和三年九月十五日

○宮城県告示第七百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。  
令和三年九月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

牡鹿郡女川町御前浜字大石角一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年九月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	牡鹿郡女川町浦宿浜字十二神八番一七地先から同郡同町浦宿浜字十二神六〇番三地先まで	令和三年 九月三十日 午後三時

### 公 告

○宮城県の任用、給与、勤務条件等の人事行政運営の全般を明らかにし、人事行政における公正性及び透明性を確保するため、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年宮城県条例第二十号）第四条の規定に基づき、宮城県の令和二年度における人事行政の運営の状況及び人事委員会の業務の状況について別冊のとおり公表する。

令和三年九月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年九月二十八日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩	宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市上余田字西田九十五番九の一部	仙台市太白区四丁目三番五号 エントピア二〇
	二 仙台市太白区四丁目三番五号 エントピア二〇
	二 仙台市太白区四丁目三番五号 エントピア二〇
	二 今野 哲也
	二 今野 さやか

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第百二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和三年九月二十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者 会計責任者 主たる事務所の所在地 届出年月日

ズバツと言った。 伊藤 優太 伊藤 優太 仙台市青葉区高松一―一―二 令和三年八月二十七日

○宮選管告示第百二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和三年九月二十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者 異動事項 新 旧 異動年月日

菅原ゆうき後援会 佐藤ひろ子 代表者 佐藤ひろ子 令和三年八月二十三日

宮城県商工政治連盟 佐々木久夫 代表者 佐々木久夫 大川 明雄 令和三年五月二十五日

くろかわ支部 佐々木久夫 代表者 佐々木久夫 近藤 茂 佐々木久夫

宮城県商工政治連盟 錦股 秀隆 会計責任者 坪田 豊子 令和三年五月二十二日

玉造支部 玉造支部 代表者 武田 孫市 代表者 武田 孫市 福田 治 令和三年七月二十七日

宮城県税理士政治連 武田 孫市 代表者 武田 孫市 福田 治 令和三年七月二十七日

○宮選管告示第百三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

令和三年九月二十八日

宮城県選挙管理委員会

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

仙台生まれ仙台育ち現役34世代と進む子育て福祉政策のためにしがらみ打破へ！突破する力を育むまっすぐ無所属の会 庄司 一美 令和三年三月三十一日

○宮選管告示第百三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十一年分（令和元年分）収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年九月二十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

仙台生まれ仙台育ち現役34世代と進む子育て福祉政策のためにしがらみ打破へ！突破する力を育むまっすぐ無所属の会

報告年月日 3. 8. 27 (3. 3. 31解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

○宮選管告示第百三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から令和二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年九月二十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

仙台生まれ仙台育ち現役34世代と進む子育て福祉政策のためにしがらみ打破へ！突破する力を育むまっすぐ無所属の会

報告年月日 3. 8. 27 (3. 3. 31解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

○宮選管告示第百三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から令和三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年九月二十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

仙台生まれ仙台育ち現役34世代と進む子育て福祉政策のためにしがらみ打破へ！突破する力を育むまっすぐ無所属の会

報告年月日 3. 8. 27 (3. 3. 31解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0